

事務連絡
平成29年2月13日

都道府県
各指定都市 社会福祉法人担当課（室）御中
中核市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

生活福祉資金貸付事業を行う社会福祉協議会に対する
会計監査人の会計監査の取扱いについて

今般、社会福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第21号）が平成29年4月1日に施行されることに伴い、会計監査人設置法人においては、会計監査人は社会福祉法人会計基準（平成28年厚生労働省令第79号。以下、「会計基準」という。）に基づき法人が作成する計算関係書類及び財産目録について会計監査を行い、会計監査報告を作成しなければならないこととなります。

一方、生活福祉資金貸付事業を行う社会福祉協議会の計算関係書類については、「生活福祉資金会計準則」により、貸付制度の事業実績を明らかにするため生活福祉資金会計等を設け、当該事業以外の社会福祉協議会の事業（以下、「一般会計」という。）の計算関係書類と区分して経理処理を行い、計算関係書類を作成しなければならないとされています。

これを踏まえ、会計監査人を設置する生活福祉資金貸付事業を行う社会福祉協議会に関する会計監査の取扱いについて下記のとおりお示ししますので関係機関に対し周知を図るようご配意願います。

記

1 計算関係書類及び財産目録の取扱いについて

生活福祉資金貸付事業を行う社会福祉協議会に対する会計監査においては、一般会計に係る貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書を、それぞれ、会計基準に規定する法人単位の貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書として取扱うものとする。また、一般会計について表示する財産目録は、会計基準に基づいて作成する財産目録として取扱うものとする。

2 会計監査の実施範囲について

会計監査人は一般会計の計算関係書類に対する会計監査報告を行うこととなるが、一般会計の計算関係書類に対する監査意見の形成にあたって、一般会計と生活福祉資金会計との区分経理の妥当性、一般会計と生活福祉資金会計との内部取引の妥当性等に関する心証を得る必要があり、生活福祉資金会計における資産、負債、収益、費用、収入及び支出を対象に監査を実施する。

したがって、その範囲内において生活福祉資金会計における会計処理についても会計監査の実施範囲となる。